

令和5年度図書館運営協議会（令和6年3月15日開催）会議録（要旨）

1 出席者

運営協議会委員（13名）

【会長】学識経験者：三浦会長

【副会長】学識経験者：田辺副会長

【学識経験者】糸賀委員

【公募委員】安部委員、菊田委員、小林委員

【図書関係団体から推薦を得た者】飯川委員、成瀬委員

【障害者団体の推薦を得た者】今井委員

【図書館職員】山本中央図書館長、関口資料係長、樋口利用者サービス係長、
平野こども図書館長

図書館事務局：舟木管理係長、資料係加藤主査、管理係安田、大場

2 場所 中央図書館 4階会議室

3 議事内容

(1) 協議事項

- ① これからの図書館のあり方について
- ア 次期サービス計画策定について

(2) 報告事項

- ① 区民優先サービスの導入について（中間報告）
- ② 「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」の策定について
- ③ 令和5年度「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」全国コンクールの結果について
- ④ 図書館運営協議会の視察について（報告）

(3) その他

会長 それでは、ただ今から、令和5年度新宿区立図書館運営協議会を開催いたします。図書館運営協議会は公開となっております、傍聴される方がいらっしゃいます。

本日の出席状況ですが、公募委員の磯田委員、それから四谷中学校校長の安田委員から欠席のご連絡を受けております。また、社会教育委員の石橋委員と中村委員も、任期の都合によってご出席いただけない状況となっております。ただ、過半数の委員のご出席は確認できておりますので、新宿区立図書館運営協議会設置要綱第5条第2項の規定を満たしており、会議は成立ということになります。

それでは、資料の確認を事務局からよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、送付資料の確認を致します。事前に送付したものとしまして、本日の次第が1枚、資料1としまして「新宿区立図書館サービス計画（令和6年度～9年度）（案）」についてという1枚物でございます。また、本日の机上配布として「新宿区立図書館サービス計画（令和6年度～9年度）（案）」という厚い冊子がありますが、こちらが資料1の本冊子となります。資料2としまして「区民優先サービス導入の検討」、資料3としまして「第六次新宿区子ども読書活動推進計画の策定および素案に対するパブリックコメントの実施結果について」、資料4としまして「令和5年度図書館を使った調べる学習コンクール 全国コンクールの実施結果について」、資料5としまして「令和5年度新宿区立図書館運営協議会視察報告（概要）」。

視察については、当日欠席された方には、杉並区から頂いた資料も机上に置かせていただいております。不足の資料がありましたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

会長 ありがとうございます。それでは、議題の内容が前後しますが、まず最初に、先日2月2日に視察に訪れました杉並区立図書館の視察の感想について、ご参加いただいたかたがたから一言ずついただきまして、それから検討事項の新宿区立サービス計画案について、そして報告事項3点について話を進めてまいりたいというふうに思っております。

非常にきれいにリニューアルされた杉並区立図書館を視察見学することができましたけれども、こういうところを新宿区でも取り入れたいとか、個人的にこうした点に非常に関心が持たれたとか、いろいろご感想があったかと思えます。当日の質疑などでお話しいただいた点でも結構ですので、ぜひ一言ずついただければと思います。

委員 初めて現地に行きましたが、非常に明るくて、ここでどういう時間が過ごせそうかというのがすごく明確に見えるような気がしました。自分が毎日通いたいと思えるような空間であったことと、まだ言葉にうまくできないのですが、一つ一つのサービスは個別に独立している点のように見えながらも、その点と点がつながって、こういう形になっていったんだなという、どうありがたいかというところからそれぞれの施策へつながっているのかなという印象を受けました。

お話を聞いていても、数字が後から付いてきたような印象も受けたので、あまり具体的ではないのですが、図書館としてどうありたいかが非常に重要なのではないかなという感想を持ちました。

委員 当日、お疲れさまでございました。私事で恐縮ですけれども、説明して下さった杉並区の職員の一人が昔、一緒に仕事をした方として、改修前から配属されていたとのこと、視察のあとに個人的にいろいろお話を聞かせていただきました。働く側としては、きれいなところで区民のために頑張るのは当然のことだけれども、やりがいがあると話されていて、うらやましく思いました。

施設につきまして、私は子どものコーナーの、小さいかわいい椅子とか、書架が低い所とか、書架と書架の間が広いんですね。ゆったりした感じがあって、明るくてうらやましいなど。子どもがいたら、ぜひ毎日、通わせたいなと思いました。

私も、図書館というものがどうあるべきかが根本的なところなのかなと、いろいろ考えた次第でございます。また、彼女とは別件で、施設にてまた違うところを案内してもらいたいなと思ったところがございます。ありがとうございました。お世話になりました。

委員 建物が新しいというところはあるんですけども、採光が取り入れられた明るい空間の中で、利用される方が長くいられる環境というのを作り出しているなと感じました。また、日本独特の季節を感じさせられるような図書館であるということが、非常に興味を持ったところとして、図書館内だけではなくて、図書館の周りの環境も一つの魅力として発信できているところが、非常に効果的な部分であったのではないかなというふうに感じました。

先ほど来から委員の皆さまからもお話が出ていますけれども、こういった、どういう図書館にしたいかを話し合う期間が非常に長く取られていて、多くのかたがたの意見を取り入れながら完成したもので、ユーザーから意見を聞くというのは非常に大切なことなのではないかなというのを感じました。

また、すごく成長年齢に合わせた対応が行き届いているのを感じました。先ほどの子どもの椅子の高さであったり、本棚の高さであったりとかもそうですけれども、中高校生は勉強しながら図書に触れたり、勉強の資料を探せるような仕組みであったりとか、年配のかたがたは長くいられるような、時間を有効に使えるようなカフェがあったりとか、そういうものが一体的になっているところが素晴らしい環境であったのではないかなと思います。ぜひ、新宿区でも、さまざまな意見を取り入れながら、新しい図書館ができるといいなと感じた次第です。

会長 ありがとうございました。では、図書館から代表して館長、一言いただければと思います。

中央図書館長 皆さま、当日はありがとうございました。今までのご意見にもありましたけれども、通路が広いと非常に感じました。新しい図書館を造る際には、開架と閉架の本のバランスですとか、その分、通路を広くしたり、閲覧席を多くするとか、くつろげる、居心地がいい場所をつくるのが重要なのかなというふうに感じました。

あとは、公園がすぐ隣にあるということで、公園を一体的に利用できるというのは非常に魅力的だなというふうに感じましたので、そういったところも今後参考にしながら、皆さまの声を聞きながら考えていければと、あらためて感じたところでございます。

会長 ありがとうございました。では次の方、お願いします。

委員 以前の古い図書館も知っていますが、随分印象が変わって、こんなに変わるんだと思うぐらいリニューアルがうまくできていると感じました。

あと、もちろん環境はいいほうがいいんですけど、どれだけ資料がそろっているかというのが重要なんです、図書館の中で重要な機能であるその区の歴史的な資料のスペースを以前より狭くして、その分、一般席のスペースにしたと伺った。そこは最初どうかと思いましたが、その地域資料を処分したわけではないわけで、使おうと思えば使えるわけです。以前の地域資料コーナーはとても充実していて素晴らしかった印象はありますが、多くの人が利用していたわけではないと思うので、確かに利用度を考えると、時にはそういう思い切ったこともしないと、多くの方が喜んでいただける空間はつくれないだろうなというふうに思いました。しっかりと資料もそろえながら、区民のニーズにも応えているという点では、とても良い例だなというふうに思いました。ありがとうございました。

委員 私は初めて行きました。杉並区にきれいな図書館ができたというイメージが最初にありましたが、お話を聞くと新設ではなくリニューアルということで、本当に素晴らしいリニューアルの仕方だなと感じました。来館者数も増えているとか、いろいろな効果も出ているので、新宿区としても早々に新館計画を進めていただければなと思っています。

先程のご意見にもありましたが、地域資料の部分だとか、新宿区の中央館も、例えばこれも図書館の中にヤングアダルトコーナーがありますが、はたして中高生の方が本当にそこに行くのかなとかいろいろ思うことがあります。あと、せっかく校庭だった部分があるので、そこに椅子を置いて交流の場をつくってもいいんじゃないかなと思った次第でございます。以上です。

委員 他の委員も言われましたが、私もよく使っている図書館です。ただ、以前の杉並区の図書館のポイントだった協議会活動については、やや形骸化してしまった印象はあります。

それから、皆さん、どう感じられたか。あの学習室のような閲覧スペースで果たしていいんだろうか。今回はたまたま2月の、いわゆる受験シーズン、学校の期末試験シーズンとい

うこともあるかと思いますが、図書館資料を使っているのは半分以下だと思いますね。つまり持ち込み資料で勉強している。それを是とするのか非とするのかは、意見が分かれるところですよ。

土日はもっと席がなくて、雑誌をゆっくり広げて読みたいとか、大きな地図帳や美術画集を広げたいとか、充実していると言われました地域資料ですけども、法規集など分厚い本を持ってきて広げてよと思ってても座る所はないです。閲覧席の制限時間がある図書館もありますが、そういうのをやってないから、ずっと席は空かない。注意書きなどもありますが、年配のかたが午後に来て読書ができるような席はないです。

開架書架のスペースは減っていて、蔵書量も減りました。図書館は、自分が思ってもいなかったような資料だとか、こんな本があるんだっていう本との出会いの場でもあるんですよ。そういうチャンスが明らかに減った。その代わりに、中高生たちはゆっくり勉強できるようになりました。友達と一緒に、周りも勉強してるから、それが刺激になってよく勉強できるという声はよく聞きます。それでいいのか。ちょっと図書館に寄って、自宅にはないような本と出会って、ゆっくり席に座って読むということができなくなった。どちらを取るかですね。

施設の新鮮さについては、今の新宿区中央図書館と比べたら、おそらくどこの中央図書館に行っても、どこもずっと素晴らしいですよ。以前、地元の商店街の方に「この前、新宿区の中央図書館に行ったんですよ。ひどいですね、あれ」と率直に言われました。ここは仮住まいのはずですからね。もともと中学校の校舎を図書館に転用している。他の22区はちゃんと中央図書館として建てているので、どこを見に行ってもここよりはいいはずですよ。だから杉並の図書館のどこを取り入れるかはともかく、まず、新宿区はきちんとした中央図書館、図書館として建てた施設を早く造るべきだと感じました。

それから最後に1点だけ。他に自習施設がなくなったから、その役割を図書館が持つことになったという説明ですが、私は区民の1人としてこれは到底納得できない。そのために図書館が自習施設になってしまって、本来のゆったりと資料を読む、あるいは自分が知りもしなかった資料との出会いの場が減ったことをどう考えるのかは、かなり大きな課題だというふうに感じました。以上です。

会長 ありがとうございます。杉並区全体の中の教育の計画などとの関わりで、図書館として、独自性を出せるところは出していくということが重要なのかなというふうにお話を伺いながら思いました。では、副会長、お願いします。

副会長 皆さんからのご意見のとおり、まさに滞在型に振ったつくりになっていて、過ごし方とか長くいられる環境っていうワードも出ていましたけれども、そこをどう考えるかということだと思います。

場としての図書館というのが今、注目されてるといえるのか、それが図書館の一つの可能性だ

といわれるようになっている中、明らかにそちらを意識したつくりになっていて、改修前は恐らく滞在する雰囲気ではそれほどなかったということだと思うんですね。それがリニューアルして、自習室もあるし、いろんな形で居場所として使える形になって利用も増えた。比較的それは肯定的に捉えられてたと思うんですね、職員の方たちも。そこをどう考えるかってことなんですけど。

明らかに今のこの新宿区立中央図書館は長く滞在するっていう形になっておらず、改修するときそれをどう考えるか。おそらく長く過ごせるような施設にしたいという意見は出るのではないかと思うのですが、区民の方たちがそこをどう考えるのか、その意見をどう吸い上げていくのかが、要はポイントなのかなと思いました。

会長 ありがとうございます。今回、せっかく視察の機会をいただきましたので、皆さんが感じになった点、今後の協議会の中でも新中央図書館をどうしていくかということは折に触れて協議はしていくことになるかと思えますけれども、ぜひその点、ご経験を踏まえての意見をいただければと思っております。

それでは、議事次第のほうの進行に戻りまして、資料番号1番になりますが、「新宿区立図書館サービス計画（令和6年～9年度）案」について、まずは事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 それでは事前送付資料の1枚物と「新宿区立図書館サービス計画（令和6年～9年度）案」の冊子をご用意ください。これまでの経過からご説明します。本計画は新宿区の総合計画、新宿区教育ビジョンならびに図書館基本方針に基づく計画でありまして、3年度～5年度の前計画を引き継ぐものでございます。今年度、本協議会にてご協議いただき頂戴した意見を踏まえまして、素案を昨年12月にお示ししたところでございます。この素案については、令和6年の1月に新宿区の教育委員会等に提出したところでございます。これらの会議を経まして、きょうお示しするのが今回の計画の案ということになります。それでは冊子のほうをご覧ください。

前回からの修正点を主に説明させていただきます。まず、表紙をおめくりいただきまして、1ページの第1章、計画の概要になります。こちらについては前回、上位計画などとの関係わかるようにもう少し説明したほうがよいのではないかというご意見もありまして、1番の(1)計画の位置付けのところに、「本計画については新宿区の総合計画や教育ビジョン、および基本方針を上位計画とし」といった文言を付け加えております。

おめくりいただきまして、2ページ、こちらは新宿区の図書館基本方針を掲載しております。これは変更ございません。おめくりいただきまして、4ページが本計画の構成になっております。

5ページ、計画の評価でございます。こちらについては、以前、素案の段階では、前計画の評価というところで、3年度～4年度の評価についてしか記載していなかったんですけれ

ども、こちらでいただいたご意見を踏まえて、4 の計画の評価については、(1)を前計画、3～4 年度の評価、(2)としまして前計画の最後の 1 年である 5 年度、および本計画 6 年度～9 年度の評価を項目として追加しました。ここでは前計画の 5 年度および本計画 6 年度～9 年度に掲げた事業の実績については、各年度終了後に評価を行い、運営協議会等に報告しますとしております。

この指標の設定と評価につきましては、今回この計画で新宿区としては初めて、指標という数値目標を導入しております。指標としては来館者の人数ですとか冊数などの実数を、今回導入しております。前回こちらでいただいたご意見ですとか今後のこの協議会でいただくご意見を参考に、分野ですとか、年代別といった内訳ですとか、指標、実数ではなく指数化といった指標についてもご意見をいただきながら、館内で検討を続けてまいりたいと考えております。

おめくりいただきまして、6 ページ以降は新宿区立図書館の現況を書いた部分になります。現況、7 ページが実績、8 ページにいきまして利用状況、区民、区民以外の利用状況、この辺は修正ございません。

6 の今後の方向性というページです。こちらについては電子書籍の貸出サービスですとか、区民優先サービスといった、今後取り組むものについて具体的に記載しております、ここは修正ございません。10 ページが子ども読書活動の推進。11 ページが新中央図書館の建設になります。記載内容としては変更ございませんが、先日の杉並区立中央図書館の視察、6 年 2 月の写真を載せております。

続きまして、第 2 章に参ります。ページとしては 13 ページからが第 2 章、重点事業になります。扉ページに各館の重点事業名とページ数を記載して、少しでも分かりやすいように努めました。

おめくりいただきまして、15 ページ。こちらは中央図書館の重点事業がここから、三つほど続いております。一つ目としては 15 ページの電子図書館の導入です。こちらについては事業概要 2 番、ご覧いただきますと、電子書籍の提供、二つ目として地域資料の電子化、三つ目として高齢・障害者サービスの拡充という事業概要、事業を載せております。4 番に指標としまして、資料の受け入れ数、貸出者数などをグラフ化して載せてございます。

16 ページ、ご覧ください。こちらは 2 点目の区民優先サービスの導入の検討になります。こちらについても指標をご覧いただきますと、現在、登録要件の更新を行っておりまして、その目標値を指標として掲げております。

17 ページをご覧ください。こちらは 2 点目の区民優先サービスの導入の検討になります。こちらについても指標をご覧いただきますと、現在、登録要件の更新を行っておりまして、その目標値を指標として掲げております。

続いて第 3 章が 45 ページから始まります。こちらについても中央図書館のものだけ紹介しますと、47 ページが新宿区ゆかりの作家関連事業としまして掲示した半分のほうに、中央図書館、こども図書館の取り組み、ゆかりの作家の関連事業などを載せております。

ページが少々飛びまして 52 ページ、ご覧ください。こちらは区の各部署との連携と支援という全館共通取り組み事業になります。こちらは庁内レファレンスとか学校向けの団体貸出しの充実、こういった事業を載せてございます。

続いて 57 ページ、ご覧いただきますと、三つ目の事業としまして、地域団体等との共同事業でございます。中央・こども図書館の取り組みとしましては、大学生等とのコラボ展示ですとか、読書イベントの実施、学校との連携、こういった事業が掲載されております。

62 ページ、ご覧いただきますと、四つ目、調べ学習、生涯学習への支援という事業になりまして、中央図書館としての取り組みが情報リテラシー講座、子ども読書リーダーの講座などが載せてございます。

続きまして、資料編が 67 ページから始まります。68 ページからは中央図書館、こども図書館の報告シートになりまして、地域資料の充実、新宿区ゆかりのマンガや文豪などの地域資料の収集、69 ページにいきまして、そらとだいちの図書館などのボランティア支援活動、70 ページにいきまして、こちらは子ども読書活動推進計画に基づく事業などを載せてございます。

前回素案からの変更点としましては、令和 5 年度の目標値というところ、例えば 68 ページをご覧くださいますと、令和 5 年度の目標値、表になってるところでございますけれども、ここは前回素案の段階では、令和 5 年度実績という空欄の欄と今後の目標値という、分割した状態でちょっと分かりにくくなっていたので、令和 5 年度の目標値ということで一つにまとめたものにしております。

以上、今回の案について、主な修正点について説明させていただきました。今回のサービス計画、6 年度から 9 年度については、こちらの案をもって決定とさせていただき、今後のスケジュールとしましては、資料 1 をご覧いただきますと一番下のところ、事前送付資料の資料 1 です。4 月 5 日の教育委員会、4 月 10 日の文教子ども家庭委員会、こちら追加になります。こちらのほうに報告させていただければと考えております。事務局からの説明は以上になります。

会長 ありがとうございます。今回、検討事項に挙がっていますが、本日の協議会でご意見等いただいた点はまだ反映される余地があるということでもよろしいですか。

今回の資料に関して、12 月の資料に記載されていたものとほぼ同じであるということで、ただし、その際、協議会でいただいたご意見等、修正内容に反映された点があるということでした。特に中央図書館の重点事業等に関して、記載内容のご説明をいただいたというところになっております。

それでは皆さんのほうからご質問、ご意見、よろしくお願ひできればと思います。

委員 中央図書館の重点事業にある電子書籍図書館について、この 1,100 冊ってというのが多いのか少ないのか。いろいろな人に聞いてみましたが、青空文庫が 1 万冊ぐらいある中

で、最初の導入の予算ですとかいろいろ問題があると思うので、初年度が1,100冊はしょうがないのかなと思うんですけど、令和9年度までずっと1,100となってるんですけども、例えばその間に利用頻度が増えた場合とか、この数字を見直すような予定があるのかというのを一つ聞きたいのとですね。

それと、電子書籍はアクセシビリティが重要なポイントになってくると思います。芥川賞を取った市川沙央さんが読書バリアフリーの一層の進展を求めますというお話をされていたと思います。ああいう方がお話しされると、世間の声も高くなってくるので、例えば障害をお持ちの方ですとかに優先して要望を聞くような場とか、そういうのができないのかなっていうのを感じた次第でございます。以上、二つでございます。

会長 それでは図書館のほうからご回答等、お願いできればと思います。お願いいたします。

資料係長 ご意見ありがとうございます。電子書籍につきましては、1,100の資料受け入れ数を当初の目標として挙げております。ただ、事業者との調整がこれからですので、コンテンツの購入についても、どの程度契約するのかなどはこれから打ち合わせすることになります。今回お話しいただいた内容を参考にさせていただきながら、各種の受賞作品をどの程度まで電子版で受け入れられるのか、障害をお持ちの方に優先的な対応が可能な事業者さんがあるかなど、調整をこれからさせていただければと思います。

件数については、担当から説明させていただきます。

事務局 1,100点についての説明をします。新宿区の電子書籍の業者はまだ決定しておりませんが、想定と致しましては、スターターパックという青空文庫、版元ドットコム of 資料を入れる検討をしていますので、実際は1万点以上になる予定です。他の自治体も、それを含めた数を出しているの、それほど遜色はないと思います。次年度以降の予定としては、導入後の利用状況を見て、予算をもっと要求していくなどの考えもあるかとは思いますが、こういう回答でよろしかったでしょうか。

会長 ありがとうございます。それでは他の方からいかがでしょうか。

委員 今、電子書籍のお尋ねがあったんですが、15ページの資料受け入れ数が1,100点ずつ毎年入れていくという計画がよくわかりません。資料総数がどうして令和8年度は2,300、令和9年度は2,400になるのかが。

毎年1,100点受け入れていて、どうして総数が100ずつしか増えないのか。それから、貸出者数というのは、この場合、どういう概念を指しているのか。延べ貸出者数のことかなとは思いますが、その合計が一番下の貸出数ということになるのでしょうかね。

14 ページに一応、指標の単位とか説明があるんですけども、貸出者数っていう概念が電

子書籍に限らず延べでいく意味が何かあるんだと思います。無意味だと思いませんよ。でも、延べですから、同じ利用者が2回借りたら2人って数えるんですよね。同じ利用者が何回借りても貸出が1人という考え方もあれば、同じ人が3回借り出せばそのときに2冊ずつであっても3人って数えるやり方なんだと思うんですよ。それをなぜ選ぶのかということと、16ページのこの累計もよく分からない。指標にある累計更新済率、あまり図書館界でも聞いたことがないんですが、これが8パーセントから40、80となっていますが、その説明が私にはよく分かりませんでした。現在、登録要件に当てはまらず、登録要件、更新不要の利用者が2割程度いると見込まれるっていう文章の意味がよく分からない。その後、令和7年度の累計更新済み率は2割差し引いた80パーセントとするというのは、読んでも私にはよく分からなかったなので、そこの説明も併せてお願いしたいと思います。

会長 それでは2点について、まずは15ページのグラフからお願いいたします。

資料係長 まず、経年によって受け入れ数、資料総数が100ずつしか増えていないことについてですが、2年間52回という契約や、併せて買い切り型という、そこの契約会社がずっと存続する限りは図書館で使わせていただける資料が微増していきます。人気のあるコンテンツは52回を超えた後、同じ作品を年度内に購入するなどの対応は検討しております。

事務局 貸出者数についてですが、おっしゃるとおり、電子書籍というのは一度に2点貸出するとカウント上は1人となってしまいうんですけども、1日をまたいで1点ずつ借りた場合は、複数人とカウントしようかと検討中で、総数で考えております。この数字が少なく見えるのは、1,100点の有償コンテンツと呼んでるんですけども、青空文庫とかを除いたものを対象として貸出数を考えていこうと思っております。

委員 貸出者数っていうのは、要するに延べってことですね。

事務局 はい。

利用者サービス係長 指標グラフの累計更新済率について回答いたします。登録要件に当てはまらず、登録要件更新不要の利用者を2割と見込んでいるということですが、これまで要件の確認をしてこなかったため、登録されてからかなり時間が過ぎております。亡くなった方や学生のときに使っていた方、引越しされてもう近隣にいない方、想定ではございますが、そういう方が恐らく2割と考えております。

委員 亡くなるとかいうよりも、そもそも自分は更新しないと言う人もいるわけでしょう。ずっと区に住んでいても更新はしないという方だって当然、いると思いますが。

利用者サービス係長 そういったご本人の意向も当然、入ります。更新しなければこれから使えないだけであって、更新を強制するものではございません。

委員 それが指標になるのがいまひとつ、よく分からなかったのですが。とにかく登録の更新をする人数が分かって、どれぐらい更新しているかが取りあえず分かればいいと。やはりこの累計更新済率はよく分からないな。登録の更新率が指標になるのであれば、もう少し分かりやすい指標、もっと分かりやすいって言うのかな、聞いてすぐにそれがどういう意味なのか分かるような指標にしたほうがいいと思います。今の説明を聞いてもいまひとつ、何だか私にはよく分かりませんでした。

そうすると、先ほどの説明を伺うと、17 ページにあるこども図書館の重点事業に指標として、電子学習参考書の受け入れ数、それから年代別貸出数が挙がっていますが、これも同じことなんですね。延べ貸出数の人数が2,500、2,600、2,700、2,800、100人ずつ、毎年増えていく。他もそうなんです、この指標の増え方とか、目標値の設定はどう考えているのでしょうか。単に100人ずつ増えるとか、他のところも単純増加になっているのですが、その根拠はどういうところにあるのでしょうか。他も基本的には単純増加ですよ。根拠があるのでしょうか。

こども図書館長 17 ページの年代別貸出数の増え方についてでございます。こちらにつきましては、ご質問のとおり500から始まり、一定程度増えていくという見込みで、何かの関数で割り出したものではございませんが、一定程度の増加の見込みということで書かせていただいております。

委員 過去の実績なり、こういうことを導入するから、こういう体制を取り入れるから、ここはこのぐらい増えるとか、もう少し具体的な根拠がないと。大体が単純に、一定割合で単純増加でいくという、これでいいのかなというのは全体を通じて気になったことです。

中央図書館長 先ほど事務局からも説明申し上げましたけれども、今まで数値目標というものを使っていませんでした。今回、初めて導入したのですが、やはり利用登録や貸出数については伸びてほしいという願望も込めまして、あらためて今回は数値目標、100人ずつ増えるのがいいか悪いかというところは疑問なところはあるかと思うんですけれども、今回の計画につきましては、初めて数値を入れた上でやっておりますので、来年度以降、進捗を管理していく中で、また整理をしていきたいなというふうに考えてます。

今回、9年度までの計画ですけれども、数が大きく伸びるですとか、全然伸びないですとか、そういったものにつきましては、毎年見直しも必要かなというふうにも考えておりますし、9年度になりましたらば今度、10年度以降の計画も作らなくてはならないということに

なりますので、その際には委員のおっしゃるようなことも視野に入れながら作っていききたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

委員 全体としては前の計画の立て方や、その計画がどの程度進行したかの進行状況を把握するための指標の作りなんかは、私は良くなったと思うんですよ。これは前に比べれば随分改善されたという点は評価したいと思います。

ただ、細かいところを見ていくと、まだまだ計画として不十分だし、これでPDCAのサイクルですね。プランをこれで立てて実施して、その後チェックがうまくできるのかどうか若干気になるので、今後だんだんと改善をしていただければいいんじゃないかと思えます。ありがとうございました。

会長 ありがとうございました。それでは、他の委員の方から。はい、お願いします。

委員 3点ございます。まず、15ページの所の地域資料の電子化についてです。ホームページ等で提供するようになると思われそうですが、新宿区には歴史がありますし、地域資料を電子化すると全国各地からアクセスしていただけるのではないかというところの思いもあるんですが、事業詳細の所の(2)地域資料の電子化の中に、地域資料電子化の冊数は導入後から毎年、3冊程度とあるんですが、この3冊程度というのが妥当なのか。この3冊というのは何をもって3冊程度なのかというのを、分かる範囲で教えていただきたいと思えます。

2点目として、先ほどもお話があった、コンテンツが約1,100冊とあるんですが、この中には子どもの本は含まれているんでしょうか。こども図書館の重点事業の中の子ども電子書籍、電子参考書等がありますが、絵本などはどうなっているのかなど。外国の絵本などもあるかと思えますし、こども図書館における電子書籍の扱いはこの中に入っているのでしょうか。

3点目は、もし差し支えなければ、1月に教育委員会の委員協議会が開催されたということですが、可能な範囲でどんなような質問があったかとかいうところをお聞かせいただきたいなと思えます。以上です。

資料係長 地域資料の電子化についてですが、導入後から毎年度、3冊程度の増加を目指しますとありますが、著作権の問題がございまして、新宿区の中央図書館に著作権がある図書館紀要という図書館の職員が研究をした調査報告書について電子化を進めていく予定です。今後、著作権問題について確認を進めながら、徐々に資料を増やしていきたいと考えております。

また、1,100冊のコンテンツには児童の読み物などの提供も予定しております。絵本などは堅牢本と言いまして、表紙などに傷が付かないよう、耐久性を考慮した作りであることから重量がある物が多くなっております。子育て中の方がベビーカーを押しながら、もう一人

のお子さんの手を引きながら図書館に資料を借りに来たり返しに来るのが大変だという声をよく聞いておりますので、絵本などの電子資料をたくさん提供することで、子育て支援につなげたいと思っております。

事務局 事務局から3点目の、1月の教育委員会の委員協議会にお示しした内容について説明いたします。委員協議会ではこの素案を示しまして、委員の方からは11ページの新中央図書館の建設に関しまして、早く区民の方にとって素晴らしい図書館ができるといいですねというご意見をいただいております。以上です。

会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、他の委員の方からはいかがでしょうか。

委員 私も先ほど他の委員からご意見のあった数字の根拠について伺いたいなと思ってたんですけども、回答を伺いまして、数字の根拠があまりない中で計画を立てていて、今後、計画の見直しといいますか、PDCAのチェックの部分の際に判断基準を設けないと何もチェックできないのではないかなど。数字の根拠がないにしても、どう計画をアップデートしていくのかなってという部分が欠けているように見受けられました。以上です。

会長 ありがとうございます。今のご意見に関しまして、館長、お願いします。

中央図書館長 確かに、どこの部分をどういうふうにチェックするのかというのは、今回、記載ができていないというところは認識しております。先ほどの繰り返しになりますけれども、毎年、結果を見まして、その中身によって、どうしていこうかというのを毎年、考えていかなくてはと思っています。計画にはさまざまな項目がございますので、それぞれチェックの方法が異なると思っておりますので、そのあたりも含めて同時に検討していければいいかなというふうに考えているところでございます。

会長 ありがとうございます。それでは、他の委員の方からはいかがでしょうか。はい、お願いします。

副会長 コメントと質問なんですけれども、皆さんからも指標について多くご意見があった感じがあるんですけども、専門が評価ですので、私も気になったところがあります。

コメントは二つあって、一つは今、既にお話に出たように、今回から指標を設定されたということなので、年度が終わって評価をする段になって初めて気付くこととか、問題などを考える判断が必要になることが恐らく必ず出るんですよ。目標にちょっとだけ足りなかったときに一体、どう評価するかとか、あと、何年かたっていったときに実績値と目標値が

ずれていくとか、他の館でも皆さん、苦勞されているところなので、そこは計画を回しながら考えてやっていくところになるのかなと思います。

もう1点は、指標の設定が図書館は特に難しく、よく一般論としてはアウトカムの指標じゃないといけないと言われているのですが、特に公共図書館の場合のアウトカムの指標とは、では一体何だといふとなかなか難しい。ほとんど利用実績と満足度くらいしか実質的には使えるものがなくて、あとはイベントをやればイベント関係の参加者数などが指標になるかなど。私もいい指標ないですかと聞かれたときに、決め手となるものが特にないのでこのあたりになってしまうというお話をいつもしています。

その上で、若干気になるのは、イベントに関する指標がすごく多くて、イベントの指標というか、イベントの参加者数で終わっているものが多い。変えろという話ではないですし、イベントも大事なんですけど、そのイベントをした結果、どうなってほしいっていうその先、その指標は難しいかもしれなくても、評価される時は定性的な判断になるのかもしれないんですけど、イベントの先にある目標に対して変化が起きてるのかというところを意識して見ていただきたい。その必要があるのかなと思いました。

3つめとして、質問に近いんですけども、利用実績とか満足度、特に利用実績の指標は難しく、右肩上がりが増える保証がないので、他の公共図書館でも目標値を設定しない、利用実績については増える保証がないから目標にはせず、参考指標にしますというようなところも多いようなものなんですけれども。

また、目標として設定するのであれば、ブレイクダウンした利用実績にして、その事業にぴったり合う範囲の利用数にするという手段はあって、それだったら取りようもあるし、頑張りようもあるし、増やしようもあると思うんですね。

そこが一つのポイントだと思うんですけど、17 ページだと中高生の年代別貸出数というのがあったり、29 ページの高齢者サービスでアクティブシニアコーナーの貸出というようなのがあったり、ブレイクダウンした指標になっている部分もあるんですけども、こういったものが果たしてどのぐらい統計的に取れるようになっているのか。容易にこの範囲の利用実績などが取れるなら、積極的に活用しようがあるところは恐らく他にもありそうな気はするので、それが技術的にどのぐらい取れるようになっているのかなっていうところを教えていただければと思います。

中央図書館長 まず 17 ページの年代別の貸出数、中高生につきましては統計、取れます。先ほど 29 ページのアクティブシニアのところにつきましては、戸山図書館で把握している数になりますので、こちらのほうではじかに把握していない数になります。ですので、こちらのほうで数字として出してくるということは多分、恐らく戸山図書館のほうでは数字を押しえているものというふうに認識しています。

副会長 ありがとうございます。あと、質問のもう一つの趣旨としては、システムの制限の

中で、なんらかの設定をすることで、この範囲の人たちの数字が取れるみたいなものがあるのかどうかというところです。

中央図書館長 利用者数ですとかそういったところの統計は、取っているものがありますので、活用していこうかなというのがあります。

それと、今回、電子書籍の導入もあります。図書館のシステムの更新を今年の12月から来年の1月にかけて行う予定になってます。システムの機能をリサーチしているところですが、便利な機能があれば、そういったものは当然使っていきたいなというふうに考えています。

会長 ありがとうございます。他の方からはいかがでしょうか。では、私のほうから1点だけ。数を増やすということの妥当性について、全ての事業に当てはまるわけではないなという感じがするんですけども、ただ、現在のサービスが不十分な点について、もっと増やしていったほうがいいかなというのが今回の報告の中から少し見えてくるところもあるかなというふうに感じました。

例えば52ページに中央図書館、区の各部署の連携と支援を進めていくというお話が先ほど事務局からありましたけれども、その各課の取り組み、小見出し2の中のナンバー2、庁内レファレンス、中央図書館ということで、区役所内の政策決定のために図書館が、区の行政に対してサービス支援を行っていくということについて触れられています。ですが、実績値がわずか4件しかないということで、こうした新宿区内の行政部局の人から、図書館への認識を高めてもらうというサービスについては、もっと数を増やしていてもいいのかなというふうに思ったところでした。

こうした数値で伸ばしていけるところと、あと、先ほどお話がありました満足度などの質的な部分で測っていくところと、今後の統計が出てくる中で、また皆さまと一緒にご議論できればというふうに考えております。

委員 ちょっといいですか。

会長 どうぞお願いします。

委員 指標を導入してそれを定期的に達成状況を見ていくというのは、基本的には正しいと思うんですよ。ただ、そうだとしたら、先ほど副会長からアウトカムはなかなか難しい、それはそうなので、どこでも難しいんです。むしろ、だったら私はインプットとアウトプットは、両方の指標が出てこないとおかしいと思うんですよ。例えば分かりやすい例で言うと、最初の15ページ。資料受け入れ数や資料総数っていうのは基本的には資料の数だから、これはインプットなんですよ。それに対して、貸出者数や貸出数は、これはアウトプットなん

ですね。だからインプットの指標とアウトプットの指標の両方で見ていくっていうのが基本だと思うんですよ。

そうすると、例えばイベントについても、22 ページ鶴巻図書館の例ですが、大学とのイベント参加人数、イベント支援の展示数、地域資料受け入れ数、地元企業との連携件数。これも基本的にはインプット、どのぐらいイベントを開催したのかっていうのが、イベントに関してのインプットだと思うんですよ。その結果、どれだけのお客さんが来てくれたのか、その結果、その展示した本がどれぐらい貸し出されたのかっていうのはアウトプットだと思うんですね。

そういった、インプットとアウトプットの両方で見ていくっていうのは基本だと思います。インプットが増えているのにアウトプットが伸びないということは、効率が悪い、あるいはそのイベントのやり方に問題がある。一方、インプットは大して増えてないのに、アウトプットがどんどん伸びていったってことは、これはそれなりに、そのイベントの仕掛けなり、インプットの投入の仕方がうまくいったから、同じインプットなのにアウトプットが伸びてるんですよ。

だから両方で見ていかないと、単純にアウトプットだけ伸びてよかったと言っても、その倍以上のインプットを実は投入していた、開催回数を増やしてたりとか、受け入れ図書の数をもっとすごい増やした結果、伸びが1.3倍だったとかっていうんだと、こういうのは効率が悪いわけですからね。それはせつかく指標を導入するんであれば、私はアウトカムは難しいにしても、インプットとアウトプットのバランスはきちんと指標の中で考えてくべきだろうと思います。

あと全体を通じてよく分からなかったのは、先ほどの登録要件更新率とも関係するのですが、新宿区の図書館として、新規の利用者を開拓していきたいのか、それとも、既に図書館を利用してる人たちの利用度をもっと濃くしていきたいのか。それによって、立てる戦略は全然違うはずなんです。今まで図書館に全然来てくれなかった人を新規に図書館のお客さまとして呼び込もうとする場合と、既に登録してる、利用してる、その人たちが年に10回しか来ないとしたら、その利用を15回、20回にしていくにはどうしたらいいのかで、立てる戦略が全然、変わってくるんですよ。

だからまず、そもそも新宿区としてそこをどう考えるのか、新規に今まで図書館を利用しなかった人に利用してもらおうのか、それもいわゆるシニア層、退職した人たちで、今まで会社の仕事が忙しくて来られなかった人たちを呼び込むのか、そうじゃなくて若い世代で、新宿区に学校や会社の関係で新たに新宿区に移ってきた、そういう人たちを図書館の利用者にしようとするのかでは、広報の仕方にしたって、イベントの中身だって変わってくると思うんですよ。

だからその方針があった上で、個々の事業でどういうふうな利用者層を開拓していくのか、それが変わるんで、本当はまずそのあたりの大きな目標が掲げられていて、それに沿っているような資料や受け入れる電子書籍の内容とかっていうのがぶら下がっていくんだろう

と思いますが、そういった新宿区立図書館全体の見通しってというのは何かあるんですか。単に個別の図書館や個別の事業についてはこれで分かりましたが、私はもっと大きなところがきちんと押さえられているべきだろうと感じていました。

中央図書館長 今回、前回もお話しさせていただきましたが、このサービス計画につきましては、基本方針に基づいて作っておりますので、基本方針の見直しも必要かなというふうには考えておりますので、そちらを見直す際に、こういったところを目指すべきなのか、図書館としては例えばこういう方法がいいだろうと考えたとしても、区民の皆さまからは、そうじゃなくてこっちのほうがいいという意見も出るかもしれませんので、そのあたりも踏まえまして、方針のほうはあらためて検討していきたいというふうに考えてございます。

会長 ありがとうございます。それでは、検討事項について以上にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項のほうに移りたいと思います。まずは、次第の(2)の①区民優先サービスの導入についての中間報告があるということで、利用者サービス係長よりよろしく願いいたします。

利用者サービス係長 資料2に入る前に、12月7日の協議会での私の発言を訂正させていただきたいと思います。図書館ホームページのマイページに登録の有効期限の表示があるかについて、「現在は表示がない」と申し上げてしまいましたが、誤りでした。マイページ画面の上部に表示しておりまして、私の認識不足でございました。

次に、要件確認の対象者についてですが、ご質問を受けたときに、現在の総登録者数を問われたかと勘違いしてお答えしたことで、混乱を生じさせてしまいました。整理させていただきますと、令和4年10月1日時点の登録者数は88,000人ほどで、この方たちが、今まで何も確認作業をしていない対象者となります。そのことを私に問われていたと思うのですが、ご質問の意味を誤って捉えてしまい、総登録者数をお答えして混乱を生じさせてしまいました。

ちなみに、3月1日現在の更新済者数は9,435人、登録要件確認を済ませた方は10.65パーセントとなります。16ページにあるように、この更新済率を6年度は40パーセント、最終的には80パーセントを目指していくと、そういう形になってございます。おわびして訂正させていただきます。

では、資料2にお戻りください。区民優先サービスの導入の検討についての中間報告でございます。別紙の対象サービスの検討、抜粋版をご覧ください。こちらは先日、中央・こども・地域図書館の職員から、記載の3種のサービス案の課題や問題点、新規のサービス案を募りました。こちらはその抜粋で、募ったものの一部を抜き出したものでございます。

新刊資料の予約を区民に限るというサービスに関しましては、(2)新刊リクエストと相互

貸借についての部分をご覧ください。これは利用者の方に未所蔵資料について予約カードを記入していただいているものですが、意見として「これを区民のみにすることは可能だが、区民以外に対し、新着図書の予約受付を一定期間制限する設定や、それについての説明が難しいところである。これまで受付していたものができなくなるので、相当数のクレームが寄せられることが想定される。特に区境の近い図書館では、対応に苦慮することが想定される。当然ながら、貸出数や予約数、利用者数の減少も懸念される」などがありました。

今の段階ではあくまで課題や問題点を募った人の意見でございまして、それをたたいたものではございませんので、傾向というか、こういう声が寄せられてるという形で本日はお含みおきください。

2、図書資料の貸出上限冊数の枠を増やす。これも例えば(2)ですと、「人気の資料で1年以上、予約待ちとなるものもあるが、予約冊数が現在の10冊だと1年以上、その予約枠が動かない状態もある。15冊を一度に借りられないので、5冊の枠は長期待機の予約用に使用できる。要は、人気本で待ってるものはなかなか動かない、予約枠を占めてしまうということで、比較的予約すればすぐ借りられるようなものに生かせる」といった意見がございました。あとは「図書に限らず、DVDの予約を現在の2点から3点にする」なども、サービスとして検討してはどうかというような意見もございます。

3の区民優先席、閲覧席の導入。こちら(1)を例にしますと、「座席管理システムで対応可能だが、システム運用費が座席区分、パソコン専用席、区民専用席などの数と導入館数で料金が変わる。要は高くなってしまうため、全館で区民専用席を一斉導入といった運用は厳しいと思われる。導入するのであれば、大規模館で実施するのが望ましい。」そういった課題や問題点がございます。

この他に、4として、新たに何か考えられないかということで、例えば(2)ですと、「利用登録がある方で在住、在勤、在学の方からはメールによるレファレンスを受け付けることを検討してはどうか。その他の利用登録がある方および利用登録がない方は、新宿区のことに関するレファレンスのみメールで受け付けるという方法もよいのではないか」という意見がございます。来館、電話、郵送のレファレンスは受付の対象が異なりますので、受付方法の形態について検討を要するものと考えております。

このようにいろいろな課題、問題点が出てきており、今後、検討を進めていきます。まず6年度はサービス業務連絡会で検討を深め、随時、この運協のほうにもご報告をし、ご助言をいただきながら検討を進めていきたいと考えております。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。区民優先サービス導入の検討についての報告は以上でございます。

資料の2番と3番を飛ばしてしまいましたので、あらためて確認させていただきます。2の対象者の検討でございしますが、今までもお話ししてきたとおり、現時点では在住、在勤、在学の方を区民として優先する方向でございします。3の導入時期でございしますが、登録要件の確認完了に合わせ、令和7年10月から導入を目指すものです。以上でございます。

会長 ありがとうございます。今回、図書館職員の方からいただいたご意見にこういったものがあるということをご報告いただいたということでしょうか。ありがとうございます。それでは、この点に関して、ご質問、ご意見ありましたら、よろしく願いいたします。

委員 貸出上限数の枠を増やす、私としては個人的には大変ありがたいところではあるんですが、10冊を15冊にするということですよ。

利用者サービス係長 いえ、これはまだ一般職員の個人的な意見の段階です。先ほど申しましたけれど、今の段階でこうしたいというものではございません。意見でこういうものがあるということなんですけれど。

中央図書館長 補足します。こちらの抜粋版につきましては、まず、部下の職員、あとは指定管理の区立図書館の職員から、区民優先サービスを導入するに当たって、どういうものか、どういうことができるのかというような意見を募集したところでございます。その中で、例えば10冊から15冊に増やしてはどうかというような意見も、職員の中から出ている状況でございますが、実際に増やすかどうかというのは未定でございます。

委員 ありがとうございます。そうですね。必然の流れであったので、誰がどう決めたのかなってところでちょっと疑問に思ったところで、今のお話ですと、区民からそういうふうな要望があるというところではなさそうですね。

中央図書館長 実際にはカウンター対応の際などに、もう少し枠を増やせないかというような声は時々寄せられるところではありますので、そういった意味では区民からの意見としても伺っているところではあります。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 よろしいでしょうか。では次の委員、お願いします。

委員 今回の中間報告の2番について、前回の協議会でも在勤の取り扱いについて意見を申し上げさせていただいたところで、在住と同等の優先の区分とするという方向ということで、それは歓迎したいと思います。

それから、区民の意識調査ということで、令和6年1月の意識調査もまとまっているところですけども、その中でも身近な便利なところでの貸出しの要望が30パーセントで2位に付けているということも含めて、これから実際に実現の方法を検討していかれることになると思いますけども、それぞれの館の実情に応じた検討とともに、先ほど隣接区のご懸念

もありましたけれども、そういう総合貸出であるとか、それから区内の館内での図書リクエストなどがより便利に、それから割と忙しい時代ですので、到着してから今は1週間、保存されるようになってますけども、そういった使い勝手もよく考慮しながら検討を進めていただければなというふうに考えております。以上です。

会長 ご意見ありがとうございました。館長、お願いいたします。

中央図書館長 今、委員がおっしゃっていただいたとおり、これから慎重な検討が必要だというふうに考えてございます。当然、地域館とも調整が必要になってきますし、具体的にどのようなものができるのかできないのか、人手でできるものもあれば、お金がかかるケースもあると思いますので、そのあたりも整理していきたいというふうに考えてございます。

こちらの件についても定期的に運営協議会でもご報告はさせていただきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員 1の(2)でクレームが寄せられることが想定されるという、導入前からクレームの心配をしなければいけないという状況が非常によく分かるといいますか、ご苦労をすごく感じるんですけども。何事を始めるときは多分、いろいろな意見ですとかクレームが寄せられると思うので、そのあたりは理解を得ていく必要がどうしても出てくると思いますね。

ただ、今まで、私はあまり新刊を予約しようとは思いませんでした。どうせ2年後とかになってしまうから買ったほうが早いなみたいな部分があります。そういう理由で予約もしてこなかったというのもあるので、そういった人たちが自分の住んでいる区では借りることができるかもしれないということ、あまり懸念することではないかもしれません。マイナスの部分もあればプラスの部分もあるということで、進めていただければなと思います。よろしく申し上げます。

中央図書館長 今、おっしゃったとおり、いい部分と悪くなる部分といいますか、区民の方にとってはいい部分が多くなる、しかし一部の利用者の方には今までより少し使い勝手が悪くなるというふうを感じる部分も、多少出てくるかもしれません。ただ、その辺につきましては当然、こちら側としても区民の立場に立って、また、区民ではない、例えば隣接区の住民の方の立場に立っても考えていきたいとは思ってますので、方向性が出た時点で、また皆さまにご相談させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員 基本的に私は、この区民優先サービスを早く導入すればいいというふうに思います。基本的には当然だと、区民の方、しかも区民の範囲は在住、在勤、在学までにするわけですから、今のリクエストの問題もなぜ区民じゃない方が新刊のリクエストまでしているのか。あなたが住んでる所、あなたが勤めてる所、あなたが在学の図書館にそれを言ったらどうで

すかと本当は言いたいところですよ。窓口で言うと多分、けんかになるから言わないでしょうけども、本音はそうだと思うんですよ。それは当然だと思います。

いろんな図書館をはしごしてる方からすると、こうなると困るのかもしれませんが、逆に言うと、区民以外の方のリクエストが減れば、今度は区民の方が読めるまでの時間が短くなる可能性が高まるので、それはいいことだと思うんですよ。本来、それぞれの住民というか利用者の方が、自分が利用するべきところで資料要求すればいいんだと思いますね。

私は、これは今年の10月からの導入を目指していて、半年ぐらいあれば十分、周知期間があるかと思ったら、実施は令和7年なんですよ。来年の10月ってことはまだ1年半先ですよ。その間にいろいろと広報や周知をきちんとやっていけば、私は大丈夫だと思うんですよ。私は別に今年の10月でもいいぐらいだと思ってますけどね

それと、二番に挙がる貸出上限冊数ですね。今、10冊2週間ですね。これで一度に10冊フルに、その権利いっぱいを行使する方がどれぐらいいるのか。つまり、平均が10冊だと思えないんですよ。仮に15冊にしたって、一度に15冊を持ち帰るのは大変ですよ。だから、現状で大体どれぐらいの冊数が平均値なのかは、まず把握しておいたほうがいいだろうと思いました。

それから、貸出上限数が増えれば増えるほどいいかという、その利用者の方にとってはいいのですが、その15冊の本をその方が2週間、占有してるわけですよ。それは他の方が使えない状態になるので、単純に多ければ多いほどいいというふうには言い切れない。その本人にとってはいいけど、共有財産ですからね。他の区民のことを考えたら、特定の人が多くの本を抱えこむということが必ずしもいいかどうか分かりません。

用途にもよりますけども、調べ物でこういうテーマの本を何冊か借りて、いろんな所をちよつとずつ調べるという人は上限冊数が多ければ多いほどいいけども、小説で最初から最後まで読み通すのに2週間で15冊なんか、私にはとても読めそうもないから、せいぜい5冊ぐらいになります。単純に、上限数は多ければ多いほどいいという話ではないということ、あえて申し上げておきたいと思います。

それから最後、4番のところの新規事業提案で、メールによるレファレンスを受け付けることを検討したらどうかとあります。これはメールで質問を受けて、細かいことを聞き直さなくちゃいけないときも図書館側がメールでやり、行ったり来たりでやるんですかね。それって結構な手間だし、細かいところが分からないんですよ。

私がむしろ提案しているのは、メールによる予約レファレンスなんですよ。こういうことを知りたいってことを問い合わせて、あなたのために何月何日、予約をして、カウンターでちゃんと対応しますと。図書館に来て、こういうことを聞こうと思っても、他の方がレファレンスを利用していたりすると使えないけれども、メールであらかじめ予約をして、例えば1人30分というふうに時間を設定する。事前に大体どういうことを聞きたいかの質問内容を寄せてくれば、その分野について詳しい人が窓口で対応もできるわけなんで、私はメールのやりとりよりは予約レファレンスでいつ何時、カウンターに行って、こういうことを

詳しくお尋ねしますっていうようなことはやってもいいんじゃないかと思います。

それは区民優先で当然ね。区民優先でやってもいいんじゃないか。そのほうが利用者にとっても便利だし、職員も対応がしやすくなると思いますね。それでレファレンスの件数をある程度増やせると思いますよ。図書館でこうやって、あらかじめ予約を受け付けますと。ただし、ルールを決めておいて、利用者が特定の職員を指名することは避けたいとこなんですよ。これをやるといういろいろな問題も起きてくるんですね。だから、とにかく質問内容とそれに対する回答、窓口で一定の時間、私は上限30分だというふうに考えてますが、30分はきちんと対応しますというようなことをうたって予約レファレンスを受け付けることは、もう少し現実的なやり方として考えようじゃないかというふうに提案しておきます。以上です。

会長 ご提案ありがとうございました。お願いします。

利用者サービス係長 ご提案ありがとうございます。有益な情報でございます。今、10冊が新宿区の貸出上限枠ですけれど、統計を取ったわけではないのですが、肌感覚として私がカウンターに出てる時、おっしゃるとおり10冊フルに借りるっていう人はむしろ少ないですね。

ただ、委員がおっしゃったとおり、いかにもその分野の調べ物をしている方たち。あと、こども図書館ですね。絵本ならすぐ読めますし、いっぱいあれば喜ぶますでしょうから、フルに10冊、借りていかれる。そういう方はいらっしゃいますね。

ご意見にありました、レファレンスを予約して受け付ける方法は、レファレンス自体ををメールでいきなり受け付けるよりは有益かもしれませんので、案の一つとしてお伺いします。ありがとうございました。

委員 こちらの中間報告は図書館の方に伺ったけど、この後どうなるのか。

利用者サービス係長 6年度は十分に検討する期間にしたいと思います。まず、5月か6月、なるべく早い時期に、われわれの図書館組織の会議体として設置しているサービス業務連絡会を開催したいと考えております。そこで図書館としての案をある程度絞り込んで深めて、素案に近づけていきたいと思います。そのサービス業務連絡会の後に、運協がございましたら、その進捗をお伝えしたり、さらにご助言をいただいたりという形で進めさせていただけたらと思います。

会長 ありがとうございました。それでは、次の議題に移りたいと思います。続きまして、②の第六次新宿区子ども読書活動推進計画の策定について、および③の令和5年度新宿区立図書館を使った調べる学習コンクールの全国コンクールの結果についてということで、こども図書館長より説明いただくことになっております。よろしく願いいたします。

こども図書館長 2点、ご説明、ご報告をさせていただきたいと存じます。一つ目、資料3の1、3の2、3の3、3の4についてご説明申し上げます。

資料3の1でございます。第六次新宿区子ども読書活動推進計画の策定および素案に対するパブリックコメントの実施結果についてということでございます。こちら、表面、裏面でございますけれども、表面につきましては、昨年12月7日のときにご説明させていただいたものと基本的に同じでございますので割愛させていただきますが、1点だけ、この中で1番の(2)、確認でございますが、こちら側の計画につきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づきまして新宿区の現況を踏まえて作成したものでございます。

裏面でございます。裏面のパブリックコメントの実施結果等というところでございます。前回の運営協議会、12月7日に開催ございましたけれども、こちら側のパブリックコメント、区民の方から案をお示ししてご意見をいただく期間にご報告をさせていただいたところでございますが、あらためて、こちら終わりましたのでその状況等についてご報告を申し上げます。

1番、実施期間でございますが、11月の15日から12月14日で実施いたしました。周知方法と致しましては、区のホームページに素案の全文等を記載するとともに、『広報新宿』にパブリックコメントの実施について掲載したところでございます。また、素案の閲覧場所としまして、区立図書館、以下記載の施設のほうでご覧いただける形にしたところでございます。

4番でございます。意見提出の方法でございますが、こちら中央図書館、こども図書館において、郵送、ファックス、持参等で受け付け可能でございます。

5番でございます。その結果、ご意見をいただいた方の数などでございますけれども、意見の提出件数は3名・団体、意見数としては14件というところでございました。意見の項目、内訳でございますけれども、下の表でございますが、第3章に関すること、こちらの今後の具体的な取り組みについてという部分でございますけれども、こちらが14件、全てということであったところでございます。

右の表でございます。計画への反映等というところで書いてございますが、こちら、このように分類しました。B、意見の趣旨や素案の方向性と同じは7件。今後の取り組みの参考とさせていただく、2件。ご意見として伺うというのが5件。合計14件という整理でございます。

(6)番でございます。パブリックコメントにおける意見の要旨と区の考え方でございますけれども、別紙、第6次、新宿区子ども読書活動推進活動に対するパブリックコメントに教育委員会の考え方のおりでございますが、こちらの本日の資料で申しますと、資料3の4でございます。字が小さくて恐縮ですけれども、左のほうに、あらためてこんなようなご意見をいただいたという要旨を書かしていただいておりますのと、教育委員会の対応、考え方について書かしていただいているものでございます。時間も限られておりますので、抜粋して

ご報告をさせていただきたいと思います。

例えば1番でございます。ご意見としましては、絵本で触れ合う子育て支援事業、読み聞かせ参加率に関しては、参加を促すため SNS の活用を行うこと、さらに、参加していただいた方には従来の紙媒体のブックリストや、図書館などの案内の他、プッシュ型読み聞かせや図書館等のお知らせをすることというご意見を頂戴しました。教育委員会のほうの対応としましては、B、今後の取り組みの参考とさせていただくと書いてございます。考え方のコメントでございます。参加を促すための周知方法については区立図書館と保健センターで協議の上、検討いたします。また、プッシュ型でのお知らせは個人情報保護の観点から、本人の意向を踏まえる必要があることなどの課題があり、今後の検討としますというところでございます。

次は5番でございます。SNS の活用を着手されるのは大事だと思います。特に乳幼児の保護者や中高生は、PC やタブレットよりスマートフォンの利用が非常に多いことを踏まえ、アプリを作成して情報をプッシュ型でお知らせし、予約まで誘導するなど SNS 利用と併せ、抜本的なことから利用に至る仕組みを構築してもらいたいというご意見を頂戴しました。こちらもご意見として伺うというところでございます。コメントと致しましては、プッシュ型による情報提供、他のアプリを作成する予定はありませんが、区立図書館の電子図書館の導入に際し、電子書籍の照会を行うなど、ホームページ等を活用しての情報発信について検討しますというコメントをお伝えさせていただいてございます。

裏面で、あと二つほど申し上げます。9番でございます。中学生になると受験や部活などで、なかなか時間が限られてしまうので、学校図書館の充実や支援は欠かせないところと感じます。区の図書館との連携や、朝読書の推進は大変有意義でありがたい取り組みだと思います。たくさん取り組みがされていて、全て理解できていませんが、このまま継続していただきたいと思いますというご意見を頂戴しました。こちらはB、意見の周知は、素案の方向性と同じと整理してございます。コメントでございます。ご意見のとおり、学校図書館には大切な役割があり、今後も充実に努めてまいります。朝読書の取り組みについても学校図書館と区立図書館の連携を深め、推進していきますというところでございます。

最後に14番でございます。区立の幼稚園、保育園、子ども園の絵本コーナーは素晴らしいと思います。同じく区民のお子さんたちが通う私立幼稚園、認可保育園、認可外保育施設に、同等の水準の絵本コーナーを設置できるよう助言や援助をする計画をしてほしいというご意見を頂戴しました。こちら、ご意見として伺うというところでございますが、私立幼稚園においては独自の教育方針が園々に基づき、特色ある幼児教育が展開され、それぞれの教育方針により行われています。また、私立、認可保育所等において保育所保育指針等に基づき各法人が興味、関心や年齢、発達に応じ、絵で楽しむ絵本や紙芝居等、いろいろな選書を行っております。私立の未就学施設においては、各法人の方針や状況に応じた蔵書を行うことが大切であると考えています。

が、区立図書館では区内各園からの求めに応じて団体貸し出しにより、さまざまな本を提

供しており、各施設の蔵書数の補完をしています。今後も区内の子育て支援施設に対して、図書資料の伝承や収集、貸し出し資料についての助言ができる等、満遍なく周知をし、必要な支援を行っていきますということを申し上げるところでございます。細かい事例、恐縮でございますが、資料3、4については以上とさせていただきたいと存じます。

このレジュメ的な資料3の1に戻っていただきまして、大きな3番、素案からの主な変更点でございます。別紙第六次新宿区子ども読書活動推進計画素案からの主な変更点のとおりのところでございます。こちら、A4の横に書いている形のもので、赤い字が載っているものをご覧いただければと存じます。資料3の5でございます。こちらにつきまして、素案としてお示ししたのから最終案の中で文言を書いた、細かい部分はいくつかの修正はあったんですけども、内容として変えたところについて、こちら1点、ございましたんで報告をさせていただきます。

こちらは新宿区子ども読書活動推進会議という会議体がございますけれども、こちらの委員の方、学識経験者の方からのご指摘を踏まえて書いてるところでございます。こちら内容としましては、学校図書館関係でございます。事業番号42番と43の、内容的にかなり、ここは整理されてなかった内容ではないかとご指摘を踏まえ、対応としまして、学校図書館ではこれ、授業支援というものが大切だということでございます。その言葉を加えた形での文言と書いてるところでございます。

この中、計画案、すいません、案となっておりますけど、変更後の部分について、この赤字のある辺りを今、読ましていただきたいと思います。内容、子どもが進んで学校図書館を利用し活用できるよう、図書検索システムを活用した蔵書管理、および定期的な蔵書の更新によるバランスの取れた蔵書構成を目指すとともに、司書等の資格を持つ学校図書館支援員を増やしますという言葉に整理させていただきました。

次、現況の部分でございます。学校図書館担当教員等と学校図書館支援員の連携を図りながら、各校の実情に応じた、バランスの取れた蔵書構成とするともに、工夫を凝らした図書展示、授業支援等を行い、学校図書館の運営の充実に努めていますという言葉にさせていただきます。

裏面でございます。ばたばたして恐縮ですけども、こちら、学校図書館の中の、特に学校図書館支援員の配置という項目としての説明でございます。学校図書館支援員を週2回程度配置し、購入図書の選書支援、児童、生徒の読書案内、レファレンス等を行うことで、子どもの読書活動を推進するとともに、調べ学習など教育活動に学校図書館を一層活用していきますというところでございます。現況についての記載の整理でございますけれども、学校図書館支援員を全区立小中学校に配置し、学校による図書の選書支援、児童生徒の読書案内や資料準備、レファレンスなどの授業支援等を行いますという説明にさせていただいたところでございます。

元のレジュメ的なものに、あらためてお戻りいただければと存じます。大きな4番、今後のスケジュールでございますが、これからを含め、3月25日にこちらの計画とパブリック

コメントの実施経過について、『広報新宿』、区のホームページに掲載して、皆さまにご報告をするところでございます。計画の冊子も発行してご覧いただける形に今、整えているところでございます。この計画関係についてのご報告は以上でございます。

もう1点でございます。資料4をご覧いただければと存じます。こちら、令和5年度図書館を使った調べる学習コンクール、全国コンクールの実施結果についてというところのご報告でございます。前回の12月のときは、この同じ調べる学習コンクールの地域コンクール、新宿区の中で行ったコンクールについての状況の報告をさせていただきました。その優秀作品を全国コンクールに提出しまして結果が出ましたので、ご報告を申し上げるところでございます。

1番、第27回全国コンクールの審査結果でございますけれども、記載の数字のものでの表彰状況等があるところでございますけれども、1、新宿区でございますけど、28点を提出いたしました。入賞が3点、優良賞が5点、奨励賞が5点、佳作が15点、合計28点で、出したもの全て、賞を受賞されたというところでございます。

2番でございます。全国コンクール表彰作品の推移でございますけれども、このような形で受賞されているところでもあります。今後の予定と致しましては、3月下旬に新宿区の全国コンクール受賞作品のレプリカ集を配布、区立学校や区立図書館のほうに配布するところで準備しているところでございます。雑ぱくではございますけども、以上でご報告、終わらせていただきます。

会長 ありがとうございます。今、ご報告いただいたうちの1点、確認なんですけど、資料3の3の第六次新宿区子ども読書活動推進計画の53ページに事業番号42番、学校図書館の運営の充実が挙がっていて、先ほど、その文言の修正が入っているということのご報告があったんですけど、学校図書館支援員の充実を図ることなんですけど、文科省のほうでは、学校図書館には学校司書の配置の努力義務というものを課していて、学校図書館においては司書教諭と学校司書との連携の下で、児童生徒へのサービスを進めるという考え方になっているかと思うんですけど、新宿区における学校司書の配置の現状ってどうなっていたか、念のため確認させていただけますか。

中央図書館長 学校司書につきましては、教育支援課というところがベースとなってやっているのでございますけども、週に2回、学校に来ていただくということで、委託をお願いをしているというところでございます。

教諭司書と支援員につきましては、普段から連携を取るようには対応しているというふうな状況でございます。

会長 念のため確認なんですけど、新宿区では学校司書について、学校図書館支援員という呼び方をしているということですか。学校図書館支援員という方は、特に資格などは持って

ないですか。

中央図書館長 学校図書館支援員につきましては、司書資格を持っている方をお願いしています。

会長 学校図書館の職員で学校司書という、学校司書のモデルカリキュラムを受講することを努力義務としているような職種がありまして、そちらの方を週2回と言わず、できる限り専任のような形で待遇を保証した上で雇用して、学校図書館を毎日、同じ職員のサービスの下で開くことが恐らく望ましい姿だろうというふうに思いますので、その図書館支援員の配置ということをまずは検討されてるようですけども、ぜひ、そういった専任の方の配置なども今後はぜひ検討していただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

中央図書館長 私もよく理解せずお答えしてしまい申し訳ございません。担当部署のほうに伝えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員 今の点は重要で、少し分かりづらいかもしれませんが、司書と学校司書って別なんです。新宿区は学校図書館支援員と呼んでいるんですね。これは業務委託ですか。業務委託でそのときに司書の資格を持った人を配置するよというふうにしてるわけですね。これは100パーセントなんですか。100パーセント、司書資格を持っているんですか。

中央図書館長 100パーセント、司書資格を持ってる人を学校図書館支援員としてお願いをしているという状況です。

委員 その司書資格と今、会長が問題にされた学校司書というのは別なんです。学校図書館法上の学校司書というのが、今から何年前に改定されて、司書課程のほうでもそのカリキュラムにのっとって、学校司書を出すようにしてる大学もあるんですよ。本来は、これは学校司書の配置ですね。ただ、ややこしいのは学校図書館法で依然として司書教諭というものもあって、これは教員免許を持ってる方が、学校図書館について今、5科目10単位か取ると司書教諭なんです。個人的に私はそれは、学校では先生の力があるんで、本来は専任の司書教諭を、今、栄養教諭と養護教諭と同じように、本当は司書教諭がいるべきなんです。ところが多くの自治体では、司書教諭は兼務なんです。クラス担任を持ってたりして、そっちのほうはるかに忙しいから、大体、学校図書館のほうは今の学校図書館支援員なり、学校司書のほうに任せてしまうと。でも、学校図書館支援員は今のように業務委託だったり、ほとんどの方は非正規雇用なんです。これらが原因で、なかなか学校図書館の活用が進まないという実態があるんですね。少なくとも私は、学校図書館支援員は同じ人が同じ学校図書

館にいて、子どもたちがいつ行ってもその人がいる。いつも同じ人がいるようにしないと、なかなか学校図書館の利用が定着していかないんですね。

視察に行った杉並区では、週2回じゃなくて、もう少しきちんと学校図書館支援員が配置されてるといようなことを言ってましたよ。週2回っていうことは、学校図書館にその人がいない日もあるっていうことですね。そのときは誰が対応するんですかね。学校図書館は週5日、開いてるんですかね。だから、本来の望ましい実態とはやや距離があるっていうことですよね。職員の配置っていうのは、どこの自治体も悩ましいところなんですけど、この協議会としてはこれでいいとは言い切れないので、もう少し職員の配置について充実を図っていただきたいと思います。

それから、資料4の調べる学習コンクール。資料4の1番、第27回全国コンクール審査結果のうち、新宿区の所に米印が付いてるんですが、米印の説明、補足説明があるんでしょうか。

次にあともう一つ、下の全国コンクール表彰作品の推移、これは、新宿区について言ってるんですね、多分。合計が28点で一致してるから、うち新宿区が令和3年、4年、5年でどう変わったかを下の2番のグラフは示しているんでしょうか。教えてください。

こども図書館長 まず上のほうの1番の、うち新宿区のかっこの米印部分でございますけど、申し訳ございません。資料作成上の中、誤って残してしまったものでございまして、この米印、この中で意味はございません。

2番でございます。ご指摘のとおり、全国コンクールと書いてありますが、それこそこちら、言葉が足りないところでございまして、その中の新宿のほうの応募先についての受賞状況というところでございます。失礼いたしました。

委員 はい、ありがとうございます。学校がGIGAスクール構想でタブレット端末が配られてるときに、この手の調べる学習コンクールに応募することの意義、私は大きいと思うんですね。そうするときょう、たまたま学校の先生の委員の方がお休みで残念なんですけれども、この調べる学習コンクールについて、新宿区の学校のうちのどれぐらいが応募してるのか、前も私、質問したように思うんですが、どの学校も満遍なく応募してるんならいいんですが、熱心な先生がいるところはたくさん生徒が応募するけど、ほとんど応募の実態がないような学校もあるんじゃないか、そういうむらがあるんじゃないかというふうに思うんですが、そこはいかがでしょうか。

中央図書館長 ご指摘のとおり、熱心な学校さんは多くお出しいただき、そうじゃないところはかなりそうじゃないという現状はございます。お知らせとしましては、各地域図書館のほうを担当学校さんを決めておまして、地域のほうでチラシなど持ち込んで学校の先生の直接お渡し、ご説明することで、同じように周知はしてる場所なんですけれども、応募

の結果を見ると、少し差はあるというところが現状でございます。今後、引き続き積極的にお知らせして、多くの方に参加いただけるようにしたいと考えております。

委員 全国で28点も入賞するっていうのは、それはいいことですよ。だけれども、できればこの学校からもそういう応募があるように、そのむらをなるべく小さくして、底上げを図っていくことが必要だろうと思います。こういうデータを出すときに、全部で小学校が何校あって、そのうち何校から応募があるのか、あるいはそれぞれの件数についても出していただいたほうが、応募が少ない学校に対して、もう少し頑張りましょうっていう意味合いも込めて、そのでこぼこがある実態は教えていただいたほうがいいと思います。

それから今後の点のところは、最後にレプリカ集の配布ってありますよね。これ、結構、全国の学校で作るんですよ。特に調べる学習コンクールに応募したところがね。その一方で、GIGA スクールでみんなタブレット端末を持っているんですよ。レプリカ集が有効なんですか。それよりは、この入賞した28点とは言わないまでも、文部科学大臣賞だとか上のほうの少数でいいから、そのコンテンツをデジタル化して、子どもたちが端末っていうかタブレットで見られるようにしたほうがいいんじゃないかと。レプリカ集ってこれ、実物のコピーですよ。レプリカ集って何点ぐらい、作るんですか。

こども図書館長 おっしゃるとおりで、レプリカ集は実物のカラーコピーを冊子にしたようなものでございまして、各学校と各図書館に配る数だけとなります。

委員 クラスの子どもが一斉に見ることはできないんですよ。

こども図書館長 そうですね。各学校1点ずつということで。

委員 1点でしょう。子どもたちがそれを回して見るよりは、それをデジタル化して、タブレットで見られるようにすれば、全部の子どもが家でも学校でも見られるようになるので、そちらのほうが有効じゃないかという気がします。ただ、現場の先生のご意見などでレプリカ集が有効なのかもしれませんし、そのあたりについてはいかがでしょうか。

こども図書館長 ご指摘ありがとうございます。デジタル化については以前にも運営協議会でご指摘いただいたことがございます。今まとめようとしている5年度分については、デジタル化について最初の周知の段階で本人の承諾を得てないので難しいのですが、6年度分からできないかと考えているところでございます。ご指摘の学校のタブレットで見るという方法と、今、担当課と協議してるところでございますけれども、併せて例えば新宿区立図書館のホームページに掲載して、もっと広い範囲で提供も可能かどうか探っているところでございます。ただ、先ほども申しあげたとおり、今後システムの更新等がございま

して、そういったものをどう載せられるかというのは大事な課題として業者と相談しているかなければならないと考えているところでございます。

先ほどのご指摘の中で、学校図書館支援員がいないときにどうなっているのかということでもございましたが、資料 3 の 4 の右下の部分でございます。学校図書館支援員がいない場合、学校の実情に応じて図書ボランティアを、スクールスタッフを配置するなど支援していますというのが現状でございます。

委員 区民の方はご存じだと思いますが、学校図書館というのは、学校でいじめがあったときなどの一つの居場所なんですよね。養護室もそうだし、学校図書室も時々、そういうふうな使われ方もするので、いざというときに誰か大人がそこにいないと、学校と社会がそういう役割を果たせない。もちろん学校図書室本来の機能がある他に、そういった子どもたちの居場所の一つにもなり得るので、誰かがそこにいて、いつでも本当は子どもたちが利用できるようにするっていう、それが本来の姿だと思いますね。

だから、放課後だけとか昼休みだけじゃなくて、普段の授業時間だって、調べ学習をやることもあるわけだから、学校図書室が利用できるような環境、そのための人員配置をぜひお願いしたいと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。他の委員のかたがた、いかがでしょうか。

委員 念のため伺いたいのですが、学校図書館のこともこの協議会で議論していい対象なのでしょうか。先ほどからみなさんがおっしゃっているように、学校図書館の人員の充実というのは極めて重要で、週 2 日しか支援員が行ってない図書室がどういう状況かというのはぜひ把握すべきだと思います。区民の皆さんにとって、とても大事なことで、もし新宿区があまり学校図書館が活用されてないとなれば、それはこれから先に影響を及ぼすとても大切なことなので、このことは強く要望されるべきだなと思います。

それと、全国コンクール出品された 33 点のうち 3 点、新宿区が入賞したことは素晴らしいと思います。ちなみに、この文部科学大臣賞を受賞した作品はどのようなテーマだったんですか。あと、差し障りのない範囲でどういうグループだったのか。高校生か中学生かなど、わかりますか？ わからなければいいです、レプリカができれば見にまいますので。

こども図書館長 資料を持ってきていないのですが、私立の高校からだったかと思います。不確かです。申し訳ありません。

それと、マイクを持っておりますので私から説明させていただきますが、先ほどのご確認にありました、こちらの運営協議会で学校図書館についても議題となるかどうかということですが、新宿区立図書館の運営協議会の設置要綱がございます。そちらでは新宿区立図書館の運営および図書館サービスに関して必要な検討を行うためということでお集まりいた

だいてる形です。今回、ご報告をさせていただきました、その関連でご指摘、ご意見を頂戴したものと整理してございます。

会長 公共図書館と学校図書館の連携なども重要なテーマだと思いますので、学校図書館の状況把握ということは今後も努めていきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

委員 すみません、最後に一つだけ。最初に社会教育委員の方が、任期の関係でこの会議に出られないというふうな発言が会長からありましたよね。それはかなり大きな問題じゃないかと。長く会議に出席されて、副会長も務められた方もいらっしゃるのに、前回は今回も任期の関係で出られない。委員でありながら会議に出られない。社会教育委員から2人、出る枠があるわけですよね。その方が出られないというのは、私は由々しき問題だと思いますね。それはどうしてなのでしょう。きちんと区のほうで配慮して、この場に出られるようにすべきだと思いますね。どこかで言わなくちゃいけないと思ったので、時間がないところ申し訳ないのですが、あえて発言させていただきました。

会長 では、事務局から説明、お願いします。

事務局 社会教育委員の任期につきましては、去年の12月の下旬にいったん切れた形になっておりまして、次の任命が4月からと聞いております。

委員 ブランクあるわけですね。

事務局 そうなんです。社会教育委員の中央図書館で管理しているお話ではないので。

委員 だったら、今まで出席されていたお二方を社会教育委員の枠とは別に、新たに委員に任命すべきだと思います。それから、そもそもわれわれの任期の最初にその方たちも任期2年で委嘱されてるわけでしょう。この間だけブランクがあるっていうのは変だと思います。それは事務手続き上、この会議に出られるようにすべきです。社会教育委員では今、ないのかもしれないけども、そのお二方は新宿区立図書館運営協議会の委員であるべきだと思いますよ。

事務局 この図書館運営協議会の設置要綱に構成員のくだりがございます。そこに区内の社会教育委員を2人以内、この枠は個人ではなくて、社会教育委員である人を2人、構成員とするという要綱になっておりますので、個人として出ていただくのは難しいと考えます。

委員 いや、それは運用が杓子定規なだけです。それまで社会教育委員の方だったわけなんです。それはむしろ会長、副会長が認めれば、準ずる方としてこの委員会に出られるべきだと思いますね。今も、ブランクがあるからその方たちは出られないというのは、それは権利の侵害だと思いますよ。かなり大きな問題です。会長、副会長の権限でもいいから、それは社会教育委員の枠に相当する方として、この会議に出られるようにすべきだと思います。

会長 ありがとうございます。ご提案いただいたとおりにかと思しますので、ぜひ、その方向で、もし内規等の整備で対応できるようであればその方向で来年度、進めたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

事務局 検討させていただきます。

会長 よろしく願いいたします。ありがとうございました。それでは議題はここまでということになりますが、次回の日程等について、事務局からよろしくお願いいたします。

事務局 次回は6月頃を予定してございます。引き続きよろしくお願いしたいと存じます。日程については別途、決まり次第、事務局からご連絡いたします。また、資料については1週間前をめどにお送りしたいと考えております。議題は引き続き、図書館サービス計画などについてを予定しております。以上です。

会長 ありがとうございます。それでは本日の会議、ここまでとさせていただきます。どうも皆さま、ありがとうございました。

(了)